

ご相談は住まいの市区町村社会福祉協議会へ！

| 名称 | 電話番号 |
|--------------|--------------|
| 横浜市社会福祉協議会 | 045-201-8616 |
| 鶴見区社会福祉協議会 | 045-504-5619 |
| 神奈川区社会福祉協議会 | 045-311-2014 |
| 西区社会福祉協議会 | 045-450-5005 |
| 中区社会福祉協議会 | 045-681-6664 |
| 南区社会福祉協議会 | 045-260-2510 |
| 港南区社会福祉協議会 | 045-841-0256 |
| 保土ヶ谷区社会福祉協議会 | 045-341-9876 |
| 旭区社会福祉協議会 | 045-392-1123 |
| 磯子区社会福祉協議会 | 045-751-0739 |
| 金沢区社会福祉協議会 | 045-788-6080 |
| 港北区社会福祉協議会 | 045-547-2324 |
| 緑区社会福祉協議会 | 045-931-2478 |
| 青葉区社会福祉協議会 | 045-972-8836 |
| 都筑区社会福祉協議会 | 045-943-4058 |
| 戸塚区社会福祉協議会 | 045-866-8434 |
| 栄区社会福祉協議会 | 045-894-8521 |
| 泉区社会福祉協議会 | 045-802-2150 |
| 瀬谷区社会福祉協議会 | 045-361-2117 |
| 川崎市社会福祉協議会 | 044-739-8716 |
| 川崎区社会福祉協議会 | 044-246-5500 |
| 幸区社会福祉協議会 | 044-556-5500 |
| 中原区社会福祉協議会 | 044-722-5500 |
| 高津区社会福祉協議会 | 044-812-5500 |
| 宮前区社会福祉協議会 | 044-856-5500 |
| 多摩区社会福祉協議会 | 044-935-5500 |
| 麻生区社会福祉協議会 | 044-952-5500 |

※横浜市・川崎市にお住まいの方は区が窓口です。

| 名称 | 電話番号 |
|--------------|--------------|
| 横須賀市社会福祉協議会 | 046-824-3435 |
| 平塚市社会福祉協議会 | 0463-21-8813 |
| 鎌倉市社会福祉協議会 | 0467-23-1075 |
| 藤沢市社会福祉協議会 | 0466-50-3525 |
| 小田原市社会福祉協議会 | 0465-35-4000 |
| 茅ヶ崎市社会福祉協議会 | 0467-85-9650 |
| 逗子市社会福祉協議会 | 046-871-8458 |
| 相模原市社会福祉協議会 | 042-756-5034 |
| 相模原市社協（南事務所） | 042-765-7065 |
| 相模原市社協（緑事務所） | 042-775-8601 |
| 三浦市社会福祉協議会 | 046-888-7347 |
| 秦野市社会福祉協議会 | 0463-84-7711 |
| 厚木市社会福祉協議会 | 046-225-2947 |
| 大和市社会福祉協議会 | 046-200-6177 |
| 伊勢原市社会福祉協議会 | 0463-94-9600 |
| 海老名市社会福祉協議会 | 046-235-0220 |
| 座間市社会福祉協議会 | 046-266-2001 |
| 南足柄市社会福祉協議会 | 0465-73-1575 |
| 綾瀬市社会福祉協議会 | 0467-77-8166 |
| 愛川町社会福祉協議会 | 046-285-2111 |
| 清川村社会福祉協議会 | 046-287-1118 |
| 葉山町社会福祉協議会 | 046-875-9889 |
| 寒川町社会福祉協議会 | 0467-74-7621 |
| 大磯町社会福祉協議会 | 0463-61-9390 |
| 二宮町社会福祉協議会 | 0463-73-0294 |
| 中井町社会福祉協議会 | 0465-81-2261 |
| 大井町社会福祉協議会 | 0465-84-3294 |
| 松田町社会福祉協議会 | 0465-82-0294 |
| 山北町社会福祉協議会 | 0465-75-1294 |
| 開成町社会福祉協議会 | 0465-82-5222 |
| 箱根町社会福祉協議会 | 0460-85-9000 |
| 真鶴町社会福祉協議会 | 0465-68-3313 |
| 湯河原町社会福祉協議会 | 0465-62-3700 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 生 | 活 | 福 | 祉 | 資 | 金 | の |
| | | | ご | 案 | 内 | |

生活福祉資金は、低所得世帯や高齢者・障害者世帯などへ一時的に資金を貸し付けることを通じて、世帯の自立支援を図ることを目的としています。お貸付けにあたりましては、返済計画も含め、事前に十分にご相談をさせていただきます。

生活福祉資金の福祉費には、生業を営むための経費、技能習得に必要な経費、福祉用具や身体障害者自動車を購入するために必要な経費、医療サービスや介護サービスに必要な経費、災害を受けたことによる臨時的な経費、冠婚葬祭や住居の移転等に必要な経費など、生活上一時的に必要な経費などがあります。ご相談内容をまずお聞かせください。

なお、緊急一時的に必要な経費（緊急小口資金）、修学に必要な経費（教育支援資金）、失業等し次の就職に向けて、など自立した生活のための経費（総合支援資金）につきましては、別途ご案内のリーフレットを用意しておりますので、併せてご参照ください。

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

生活福祉資金（福祉資金）のごあんない

生活福祉資金は低所得世帯、障害者や日常生活上療養または介護を必要とする高齢者のいる世帯などに対して、資金の貸付と必要な援助を行うことによって、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的としています。

1 生活福祉資金（福祉資金）について

- ① 資金の貸付は福祉費と緊急一時的な生活困難に対応する緊急小口資金があります。
- ② 各資金にはそれぞれに貸付の条件・基準があります。
- ③ 資金を借りる際、世帯状況を把握するため、原則として担当地区民生委員による面接が行われます。また、貸付から返済完了の過程で、民生委員が支援を行います。
- ④ 谷資金を用意する手立てがある場合はそちらを優先していただきます。また、すでに支払いが終わっている経費や、購入等の契約が済んでいる経費は貸付対象になりませんのでご注意ください（* 葬儀費用は除きます）。

2 ご利用いただける世帯

下表のいずれかに該当する世帯で、他からの借入れが困難な場合で、かつ貸付審査により返済の見込みがあると判断された世帯に貸付を行います。

| | |
|----------|---|
| 低所得世帯 | 世帯の総収入が一定の収入基準を超えないこと (概ね生活保護法に基づく生活扶助基準の1.7倍程度) |
| 障害者世帯 | 「身体障害者手帳」「療養手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けた方等が属する世帯 |
| 高齢者世帯 | 65歳以上の常時介護を要する、療養が必要である高齢者がいる世帯 |
| 生活保護受給世帯 | 生活保護を受給中で、福祉事務所長の許可を得た世帯 |

- * いずれの資金も「低所得である」、「障害者がある」という理由だけでお貸付けできるものではありません。
- * 生活福祉資金は「個人」への貸付ではなく「世帯」への貸付けという趣旨で運営しています。

- ① 神奈川県内に住民票があり、居住している事実を確認できる方が対象です。
- ② 外国人の場合は、外国人登録が行われていて、在留資格が確認できること(外国人登録票の提出)、将来とも日本国内で永きにわたり住み続ける見込みがあることが必要です。
- ③ 母子世帯等の方は、まず「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度」をご利用ください。お問い合わせは各市区町村になります。
- ④ 原則として、連帯保証人が必要です(緊急小口資金を除く)。
 - ア 原則として、同じ県内に居住する方。
 - イ 日ごろから申込者へ相談援助され、申込者よりも収入が高い方(本資金の収入基準以上)。
 - ウ 現在、生活福祉資金の債務者ではないこと。申込者とは別生計であること。
 - ※連帯保証人が立てられない場合もお申込みいただけます。窓口でご相談ください。
 - ※連帯保証人がいない場合、貸付利率は1.5%となります(連帯保証人が要る場合は貸付利子なし)。

- ☆ 連帯保証人とは、貸付を受けた方と連帯して債務の返済を実施していただく方のことです。
- ☆ 借受世帯が返済困難な状況にあるときは、債務を履行することに同意していることが必要です。

3 相談・借入申込みから返済まで

- ① 相談 お住まいの市区町村にある社会福祉協議会または民生委員にご連絡ください。
- ② 申込書類の準備 借入申込書に記入し、資金種類に応じて必要な書類を準備してください。(書類の種類は資金ごとに異なります。窓口にお問い合わせください。)
- ③ 申込 借入申込書、必要書類を市区町村の社会福祉協議会に提出してください。必要な書類は相談内容により追加して提出を求める場合もあります。
- ④ 貸付審査 貸付について審査を行います。審査の結果により貸付できない場合もあります。(審査内容等についてはお答えできません。)
- ⑤ 貸付決定 ご本人及び貸付関係者(連帯保証人、連帯借受人、担当民生委員)全てに文書で通知します。
- ⑥ 借用書作成 借用書に、借受人、連帯借受人、連帯保証人、法定代理人(未成年者が借受人の資金に限る)全ての自筆の署名、実印の押印のうえ、印鑑登録証明書とともに、市区町村社会福祉協議会へ提出してください。
- ⑦ 資金交付 資金交付を受けた後、身体障害者自動車購入費及び住宅改修費等については、必ず購入、支払いをした内容を証明する書類を提出してください。
- ⑧ 返済 据置期間後に返済開始になります。計画期間にご注意ください。
- ⑨ 返済完了 借用書を借受人に返還します。完了のお知らせを貸付関係者(連帯保証人、連帯借受人、担当民生委員)に文書で通知します。

- 審査の都合上、③申込から⑦資金の交付まで1か月以上かかることもあります(緊急小口資金を除く)。
- 事業の目的遂行に必要な範囲に限り、関係機関・者に対して、個人情報を提供し、提供されることがあります。申込時に同意書に署名をいただきます。

ご注意ください!

- ◆ 貸付審査により貸付の目的を達成する見込みがなく、償還も無理であると判断した場合には、資金の貸付は行いません。また、借入申込書及び添付書類の記載事項や内容について、関係機関に照会を行った際に、事実と相違があった場合も貸付不相当と判断する場合があります。
- ◆ 現在、本会及び他都道府県社会福祉協議会が貸付けている生活福祉資金等の連帯保証人になっている方や、借入をして返済が終了していない方は申込できません。
- ◆ 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合や、借り受けた資金の用途を勝手に変更したり、他に流用した場合には、資金の全額または一部を即時に返還していただくこともあります。

4 貸付金の返済について

- ① 元利均等の月額返済です。
- ② 貸付金の利子は0%です。ただし、連帯保証人がいない場合は1.5%となります。
- ③ 返済開始前に計画書をお渡しします。(返済計画は借入申込時に決めます。)
- ④ 返済方法については、ご指定の口座からの引き落としまたはゆうちょ銀行からの払込みとなります。
- ⑤ 借用書にある返済期限を過ぎても返済が完了しない場合、すべての資金において残元金に5.0%の延滞利子が発生します。